

事務事業計画書兼評価表(A表)

1 事務事業に関する基本情報

				令和	4	年度	
事業番号	198		事業名	保育所運営費			
担当課	町民課		担当係	保育所係	担当者	石破 一美	
総合計画に最も関連ある施策	施策	2	やすらぎといきがいのあるまちづくり		連絡先	0858-76-0205	
	施策体系	4	子育て支援の充実		事業区分	<input type="checkbox"/> 新規	
	主な事業	保育所運営		<input checked="" type="checkbox"/> 継続			
予算区分	款	3	民生費		事業実施主体	<input checked="" type="checkbox"/> 八頭町	
	項	2	児童福祉費			<input type="checkbox"/> その他	
	目	4	保育所費		計画期間	開始	—
	事業	198	保育所運営費			終了	—

2 事務事業の概要

事業の対象	誰(何)に対してこの事業を行うのか記載。 町内保育所に通う児童並びに町内在宅保育者					
事業の目的	誰(何)をどうするためにこの事業を行うのか記載。 児童の福祉を保障し、心身ともに健やかに育成する。					
事業の内容・手段	事業の規模や業務量など、また、どういう方法、手順で事業を進めるのか、具体的に記載。 町内5カ所の保育所において、家庭状況や児童の発達状況に応じた保育の提供を行う。保育所保育指針に基づく保育を実施する。保育の質の確保・向上を図るため保育専門員を配置し、保育士の巡回指導等による保育士のスキルアップを目指す。また、障がい児保育等特別保育事業実施のための保育士の加配を行う。					
事業の成果到達点	どんな成果を得たいのか、または、何がどうなれば達成か、具体的に記載。 保護者の就労等により保育を必要とする児童を保育所入所させ、待機児童を出さない。保護者のニーズに沿った、病後児保育、一時保育など特別保育の充実を図る。					
根拠法令等	1	1. 法令(義務) 2. 法令(任意) 3. 条例 4. 規則・要綱等 5. なし			法令等名→	児童福祉法、各特別保育実施要綱、子ども・子育て支援事業計画

3 活動指標、成果指標

活動指標		単位	事業の手段を図るものさし		
	A	人	事業に必要な保育士加配人数		
	B	回	巡回指導回数		
	C	人・日	一時保育利用児童数		
	D	人・日	病後児保育利用児童数		
成果指標		単位	事業の成果、到達点を図るものさし		
	A	%	加配配置率		
	B	回	巡回指導回数		
	C	%	一時保育利用率		
	D	%	病後児保育利用率		

4 コスト

区分		単位	R1年度	R2年度	R3年度		R4年度		R5年度
			実績	実績	目標	実績	目標	実績	目標
活動指標	A	人	36	36	45	35	57	42	57
	B	回	24	24	24	24	24	24	24
	C	人・日	353	435	400	210	400	144	400
	D	人・日	35	29	120	29	120	29	120
成果指標	A	%	78.3%	83.7%	100.0%	77.8%	100.0%	73.7%	100.0%
	B	回	24	24	24	24	24	24	24
	C	%	88.3%	108.8%	100.0%	52.5%	100.0%	36.0%	100.0%
	D	%	29.2%	24.2%	100.0%	24.2%	100.0%	24.2%	100.0%
トータルコスト		千円	713,292	709,012	752,266	725,802	748,246	732,910	738,022
担当職員数		人	56.0	55.0	56.0	56.0	56.0	56.0	54.0
職員人件費		千円	448,000	440,000	448,000	448,000	448,000	448,000	432,000
事業費		千円	265,292	269,012	304,266	277,802	300,246	284,910	306,022
事業費財源内訳	国庫支出金(交付金・補助金)	千円	4,396	4,948	4,961	5,420	5,262	5,679	5,146
	県支出金(交付金・補助金)	千円	29,574	19,386	11,578	18,314	10,018	22,462	12,031
	地方債(借入金)	千円	0	0	0	0	0	0	0
	事業収入(使用料・参加費等)	千円	10,521	12,420	10,665	12,447	11,051	12,674	11,126
一般財源(単町費)		千円	220,801	232,258	277,062	241,621	273,915	244,095	277,719

事務事業計画書兼評価表(B表)

5 実施活動内容・成果(到達点)

令和 4 年度

実施活動内容・ 成果(到達点)	実施活動内容(具体的に)	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の就労等により保育を必要とする児童に対し、保育所への入所機会の確保を図り、保護者に代わり様々な保育を実施した。 ・障がい支援・障がい児保育・一時保育・延長保育・土曜午後保育といった各児童・保護者の状況に沿った保育を全保育所(5所)にて行い、保育士42人の加配を行った。 ・保育専門員1名を継続して配置し、保育所巡回指導等を通じて、若手保育士を中心とした保育指導や保育等に関する相談活動を行った。また、町内保育所が開催する各種会議や研修にも積極的に参加している。 ・令和4年度の一時保育の利用児童数は目標400人に対して144人、病後児保育は目標120人に対して29人であり、コロナウイルス感染症などの影響などにより、利用者数が少なかった。
	成果(具体的に)	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所入所待機児童の防止に努めながら適切な保育を着実に実施することができ、子育てしやすい環境を確保することができた。 ・特別保育等における保育士の加配については、保育士の人材不足や低年齢児の入所割合の高さ等が影響して目標の57人を下回ったものの、保育所に配置されている人員全体で対応するなど、児童の状況や保護者のニーズに沿った保育を提供することができたと考える。 ・保育専門員による巡回指導や相談活動を行うことにより、保育士等にとって上司や同僚とは違った立場・視点での意見を聴くことができ、保育の質・効果の向上を図ることができているのではないかと考える。 ・一時保育、病後児保育ともに児童の様々な状況に応じた適切な保育の提供に努めながら、保護者のニーズに沿った保育の提供を行うことができた。

6 事務事業の評価

評価項目	評価点	点数	チェックポイント	判断理由・評価コメント(具体的に記入のこと)
必要性 (町民ニーズ)	20	20	①必要性が高い	・児童福祉法第24条第1項の規定のとおり、保育所における保育の実施については市町村がその義務を負うこととなっており、必要性が高い事業である。
		13	②どちらかと言えば必要性がある	
		7	③必要性が低い	
		0	④必要性がない	
妥当性 (町が行わなければならないか)	20	20	①町が行わないといけない	・児童福祉法第24条第2項の規定のとおり、市町村は保育所以外の保育(認定こども園など)についても必要な保育を確保するための措置を講じなければならない、全ての保育について市町村が利用調整を行うこととなっているため、町が実施することが妥当である。
		13	②どちらかと言えば町が実施	
		7	③妥当性が低い	
		0	④妥当性がない	
効率性 (コスト削減の余地は無い)	13	20	①効率的である	・これまで行ってきた保育所の統廃合により、一定程度、運営コストの削減や保育の効率性の向上を図ることができている。
		13	②どちらかと言えば効率的である	
		7	③どちらかと言えば非効率的である	
		0	④非効率的である	
緊急性 (他事業に優先し実施する必要があるか)	13	20	①緊急性が高い	・保護者の就労等に対する支援など子育てしやすい環境の確保や次世代を担う子どもたちの健全な育成の観点からみても、優先度が高い事業である。
		13	②比較的緊急性がある	
		7	③緊急性が低い	
		0	④緊急性がない	
成果 (目的の達成状況)	13	20	①成果が上がっている	・特別保育など各家庭の状況に沿ったよりきめ細かな保育を提供するとともに、保育専門員による活動等を通じた保育の質の向上を図ることができた。
		13	②どちらかと言えば上がっている	
		7	③どちらかと言えば上がっていない	
		0	④成果が上がっていない	
合計	79			

7 町の方向性・方針

事業の方向性	問題点及び今後の課題・方向性
1 拡充する	<p>(事業活動に当たり、一番の問題点として捉えていること。重点的に手当する事柄、改善点、工夫したい箇所)</p> <p>・女性就業率の増加等に伴って低年齢児入所率も増加し、保育士不足や特別保育事業等保育ニーズが多いなかで、適正な保育を今後も実施していくためには、保育人材(人員)の確保が最大の課題である。また、保育人材が不足するなかにあつて、保育業務の効率化や保育の質の向上を図っていく必要がある。</p> <p>(上記問題点を解決していくため、次年度どんな活動を展開していくのか)</p> <p>・保育環境の充実や保育士の処遇改善が国策として推進されるなかにあつて、保育所職員の処遇改善など保育人材の確保のための取組について、県内各団体の状況等を見ながら実施していく必要がある。また、保育業務の効率化や保育の質の向上、また、保護者等利用者の利便性向上を図るため、保育業務支援システムの導入などの保育所におけるICT化の取組を進めていく。(令和5年度中に導入・運用開始予定)</p>
2 改善・効率化し継続	
3 現状維持	
4 見直しの上縮小する	
5 終期設定し終了	
6 廃止	